

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

東日本大震災の被害者の児童福祉法
第24条の3 第4項の施設給付決定等
についての権利利益に係る満了日の延長
に関する政令の一部を改正する政令の
公布について

計14枚（本紙を除く）

Vol.261

平成24年2月27日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3937)
FAX：03-3503-7894

老発 0224 第 1 号
平成 24 年 2 月 24 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について

東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 39 号）が本日公布されたところである。

改正の趣旨及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく権利利益に係る留意点は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底の上、適切な対応方御配意願いたい。

記

第 1 改正の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「特措法」という。）第 3 条第 4 項の規定に基づき、東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成 23 年政令第 274 号。以下「令」という。）において、東日本大震災の被害者の権利利益に係る満了日を平成 24 年 2 月 29 日と定めたところである。

今般、令における延長期日の翌日以降においても満了日の延長の措置を特に継続して実施する必要があるものについて、権利利益の延長期日をさらに延長するため令を改正し、その期日を平成 24 年 8 月 31 日まで延長することとした。

第 2 満了日の再延長を行った行政上の権利利益

令のうち介護保険法の規定に基づく権利利益の再延長を行ったものは、次のとおりである。

- 指定居宅サービス事業者の指定（第 41 条第 1 項）
- 指定地域密着型サービス事業者の指定（第 42 条の 2 第 1 項）

- 指定居宅介護支援事業者の指定（第46条第1項）
- 指定介護老人福祉施設の指定（第48条第1項第1号）
- 指定介護療養型医療施設の指定（第48条第1項第3号）
- 指定介護予防サービス事業者の指定（第53条第1項）
- 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（第54条の2第1項）
- 指定介護予防支援事業者の指定（第58条第1項）
- 介護老人保健施設の許可（第94条第1項）

第3 留意事項

- 1 改正前の令と同様、東日本大震災の被害者が令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者に対し、当該者の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面（特措法第3条第3項に規定する書面をいい、以下「申請書」という。）による満了日の延長の申し出を行わせる必要がある。

なお、申請書については、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問わず、また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものとして受理することとして差し支えない。
- 2 令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、特措法第3条第4項に基づき、被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置であるので、通常の手続きにより介護保険法に基づく指定等の更新を行うことのできるものについては、令に基づく延長の措置を適用することなく、介護保険法により指定等の更新を行うこととされている。

別添 1

◎東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令
 新旧対照条文

○東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）（本則関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の権利利益であつて次に掲げるものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の政令で定める日は、平成二十四年八月三十一日とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>三〇七 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の権利利益であつて次に掲げるものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の政令で定める日は、平成二十四年二月二十九日とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の政令で定める精神障害の状態にあることについて同項又は同条第四項の認定を受けたことにより、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>九 薬事法第十三条の三第一項の認定を受けたことにより、本邦に輸出される医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を製造することができるところ。</p> <p>十 薬事法第二十三条の二第一項の登録を受けたことにより、同項の認証を行うことができること。</p>

八〇十 (略)
(削る)

(削る)

十一〇十八 (略)
(削る)

十九〇二十一 (略)

十一〇十三 (略)

十四 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第四条の規定により特別給付金を受ける権利の裁定の請求をすることができること。

十五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の規定による自立支度金の支給の申請をすることができること。

十六〇二十三 (略)

二十四 介護保険法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたことにより、同法第七条第五項に規定する介護支援専門員としての業務を行うことができること。

二十五〇二十七 (略)

○健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部改正）</p> <p>第三条 東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則第十五号中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」に改める。</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（新設）</p>

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十六号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条～第十七条（略）</p> <p>（東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部改正）</p> <p>第十七条の二 東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則第十三号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改め、本則第十四号中「第八条第二十四項」を「第八条第二十六項」に改め、本則第十九号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。</p>	<p>第一条～第十七条（略）</p> <p>（新設）</p>

○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）（附則第四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条～第三十四条（略） （東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部改正）</p> <p>第三十四条の二 東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>題名中「児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等」を「食品衛生法第五十二条第一項の許可等」に改める。</p> <p>本則第一号を削り、本則中第二号を第一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第二十号中「、第三十条第一項又は附則第二十一条第一項」を「又は第三十条第一項」に改め、同号を本則第十九号とし、本則第二十一号を本則第二十号とし、本則に次の四号を加える。</p> <p>二十一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）附則第二十三条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定</p>	<p>第一条～第三十四条（略） （新設）</p>

を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること

二十二 整備法附則第二十三条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること

二十三 整備法附則第二十三条第三項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。

二十四 整備法附則第二十六条の規定により新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により同項の障害児入所給付費の支給を受けることができること。

第三十五条～第四十四条 (略)

第三十五条～第四十四条 (略)

【参考資料】

○附則第二条（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令の一部改正）による東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の改正内容（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（略）</p> <p>一〇十四</p> <p>十五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第四十八條第一項第三号の指定を受けたことにより、同項本文に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八條第二十六項に規定する介護療養施設サービスを提供することができること。</p> <p>十六〇二十一 （略）</p>	<p>（略）</p> <p>一〇十四</p> <p>十五 介護保険法第四十八條第一項第三号の指定を受けたことにより、同項本文に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八條第二十六項に規定する介護療養施設サービスを提供することができること。</p> <p>十六〇二十一 （略）</p>

【参考資料】

○附則第三条（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）による東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の改正内容（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 介護保険法第四十六条第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する居宅介護サービス計画費の支給に係る同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援を提供することができること。</p> <p>十四 介護保険法第四十八条第一項第一号の指定を受けたことにより、同項本文に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十六項に規定する介護福祉施設サービスを提供することができること。</p> <p>十五〇十八 (略)</p> <p>十九 介護保険法第九十四条第一項の許可を受けたことにより、同法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設を開設することができること。</p> <p>二十〇二十一 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 介護保険法第四十六条第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する居宅介護サービス計画費の支給に係る同法第八条第二十一項に規定する居宅介護支援を提供することができること。</p> <p>十四 介護保険法第四十八条第一項第一号の指定を受けたことにより、同項本文に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十四項に規定する介護福祉施設サービスを提供することができること。</p> <p>十五〇十八 (略)</p> <p>十九 介護保険法第九十四条第一項の許可を受けたことにより、同法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設を開設することができること。</p> <p>二十〇二十一 (略)</p>

【参考資料】

○附則第四条（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）による東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令</p> <p>（略）</p> <p>（削る）</p> <p>一 （略）</p> <p>二（十八） （略）</p> <p>十九 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の支給決定を受けたことにより、同法第二十九条第一項又は第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項の介護給付費等の支給を受けることができること。</p> <p>二十 （略）</p> <p>二十一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）附則第二十三条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二</p>	<p>東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令</p> <p>（略）</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の三第四項の施設給付決定を受けたことにより、同法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けることができること。</p> <p>二 （略）</p> <p>三（十九）</p> <p>二十 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の支給決定を受けたことにより、同法第二十九条第一項、第三十条第一項又は附則第二十一条第一項の規定により同法第十九条第一項の介護給付費等の支給を受けることができること。</p> <p>二十一 （略）</p> <p>（新設）</p>

十二年法律第六十四号。以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。

二十二 整備法附則第二十三条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。

二十三 整備法附則第二十三条第三項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。

二十四 整備法附則第二十六条の規定により新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により同項の障害児入所給付費の支給を受けることができること。

(新設)

(新設)

(新設)

二十二 整備法附則第二十三条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。

二十三 整備法附則第二十三条第三項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。

二十四 整備法附則第二十六条の規定により新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により同項の障害児入所給付費の支給を受けることができること。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦